

翻刻『別本 御書物方年譜覚書』（其の一）

川崎 佐知子
芳村 弘道
中本 大

〔解題〕

ここに翻刻する資料は、当立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所が所蔵する写本で、題簽に「御書物方年譜覚書」と記されるものである。この本は、内閣文庫（現国立公文書館）所蔵の『御書物方年譜覚書』（別名『図書府年譜』。本文全五十三丁。『大日本近世史料 幕府書物方日記七』（東京大学出版会 一九七〇年）の附録として翻刻）と同種の編纂書である。内閣文庫本は、「寛永十年江戸幕府に書物奉行が初めて置かれてから明和九年（四月二十七日）に至る百四十年間の、奉行並びに書物同心の任免その他の行蹟、文庫（紅葉山文庫）・圖書に關して起こった大事などを、年を逐つて略記したものである」（『大日本近世史料 幕府書物方日記七』附録「御書物方年譜覚書略解題」）が、本資料は正徳二年（一七一一）六月十一日から幕末の嘉永六年（一七五三）七月十六日に及ぶ記事を有しており、また内閣文庫本が人事関連の内容を主とするのに対し、職務上の諸事に亘る記載が

多いという違いを示している。そこで内閣文庫本と区別するため、『別本 御書物方年譜覚書』と称することにした。

『別本 御書物方年譜覚書』は、『御書物方日記』（宝永三年（一七〇六）七月から享保十八年（一七三三）までの記事を録する『御書物方留牒』と享保四年（一七一九）から安政四年（一八五七）六月までの記事からなる『御書物方日記』の総称）の記事を、原文に忠実に抜粋抄録したものでない。内容を要約して記述しており、時には数日に及ぶ記事を一日の記事として概述する場合もある。表紙に続いては、序文・目錄などの前付がなく、本文となっている。編年の体裁をとり、まず「正徳二辰年」のごとく年号幾年干支をもつて年代を記し、改行して記事を録し、その末尾に月日（「幾ノ幾」と記載）を示している。表紙には、題簽とは別に墨筆打ち付けの外題二行「御文庫／御書物方年記」とあり、第三行に「江戸城内紅葉山文庫」と署するが（題簽と別筆）、本文には書名の内題を記さない。また編者名も見えない。本文は凡て

七十一丁、一筆書き。書写時期を記す識語はないが、最後の記事の嘉永六年の後、さほど隔たらない頃に筆録されたと思われる。

『御書物方日記』は、国立公文書館に二百二十五冊が現存しているが、惜しいことに欠佚部分がある（その詳細は松田泰代氏『徳川日本のナショナル・ライブラリー』臨川書店、二〇一八年、頁三〇・三一及び五五）。『御書物方日記』の膨大な内容に比し、『別本 御書物方年譜覚書』は寥々たる記事を収録するに過ぎない。しかし、『御書物方日記』に失われた文政十年（一七二七）二月、同十一年から十三年（十二月十日、天保に改元）、天保二年（一八三一）七月から同十二年六月、同十三年七月から同十四年四月、天保十五年（十二月二日、弘化に改元）から弘化三年（一八四六）、同五年（二月二十八日、嘉永に改元）から嘉永二年（一八四九）、同五年十月から十二月、同六年七月の記事を留めている。『御書物方日記』の欠佚を補う甚だ貴重な資料であるので、ここに翻刻して研究者の利用に供することにした。

なお、この『別本 御書物方年譜覚書』は、二〇二〇年二月に当研究所が京都の古書肆より購入したものである。もと前年十一月の東京古典会の古典籍展観大入札会の出品本（目録番号一三四三）であった。蔵書印や識語などがなく、伝来は不明である。最後に本写本の書誌事項を記しておく。

大きさ 半紙本（二三・七×一六・六糎）

冊数 一冊

装訂

袋綴じ線装（近時、虫損補修のため、白紙を用いて総裏打ちを施し改装される）

表紙

白紙の共紙（裏表紙も本文と同料紙）

墨筆打ち付け外題「御文庫／御書物方年記／（低一格）江戸城内紅葉山文庫」

礪茶色地牡丹紋金欄裂題簽（二・九×一・六糎）
墨書「御書物方年譜覚書」

本文

野線刷料紙（楮紙）

左右双辺（二七・八×一二・二糎）、有界、半葉十行（界幅一・二糎）、版心白口、単黒魚尾

本文丁数

七十一丁

推定書写時期

江戸末

注

（一）『御書物方留牒』十六冊（請求番号〈81-0028〉）および『御書物方日記』二百九冊（請求番号〈257-0002〉）は、国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/>にて画像が公開されている。正徳二年より延享二年までは、『大日本近世史料 幕府書物方日記一―十八』（東京大学出版会、一九六四―一九八八年）に翻刻されている。延享三年より安政四年までは、氏家幹人氏「書物方年代記①―⑤」『北の丸』第四二号―第四六号（二〇〇九年十月―二〇一四年一月）に摘記される。

（芳村）

〔凡例〕

『別本 御書物方年譜覚書』の正徳二年より天保十二年までを翻刻した。翻刻にあたり、原本に忠実であることを心がけたが、以下の方針による処置を加えた。

一、本文には適宜読点を加えた。

二、漢字は原則として通行字体に改めた。

三、原本にある同筆による訂正・追記などの書き入れは、本行と區別せず、適切と思われる部分に取り込むこととした。

四、原本における小書きは原則として本行よりポイントを下げて示した。ただし、片仮名の「ニ」「ハ」、漢字の「江」「与」などの助詞

は本行と同じポイントにした。また合字は原則として開いた。

五、原本の改行は原則としてそれに従った。丁移りは、「(一丁表)」のように示した。

六、破損などによる判読不能箇所は、推定文字数を□で示した。

七、原本の文字を置き換えるべきものは、「〔 〕」をもって表記した。

八、参考又は説明のために付した傍注には、() を付した。

九、正徳二年より延享二年までの記事には、東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 幕府書物方日記一―一十八』(東京大学出版会 一九六四

―一九八八年)の冊次および頁数を《 》内に示した。冊次は丸数字で表した。延享三年より天保十二年までの記事には、国立公文書

館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/> に公開される『御書物方日記』(請求番号〈257-0002〉)の冊次およびコマ数を《 》内に示した。但し、文政十年の正月より六月まで、同十一年、

同十二年、天保元年、同二年の七月より十二月まで、同三年より

十一年まで、同十二年の正月より六月までは、『御書物方日記』が現存しないため、冊次およびコマ数を付さなかった。

※翻刻は芳村・中本・川崎三名の討議を経て、川崎が成稿した。責任は三名が負うものとする。

※翻刻原稿の点検において、本学初任研究員である池田彩音氏の助力を得た。

〔翻刻〕

(表紙)

御文庫 御書物方年記 江戸城内紅葉山文庫 「御書物方年譜覚書」(題簽)
--

〔七二〕
正徳二辰年

御書物御風干ニ付、諸向請取物之差出留、六月十一日《①22》

日記ニ初而見る、

御風干ニ付、出雲寺白水御蔵江詰候義、相止、同十五日《①27》

〔七三〕
同三巳年

新御蔵、始而請取、五月四日《①43》

同四年(一七二四)

御蔵金ふたかけ金にして、内よりしめ申度願、

五月《①108》

同五年(一七二五)

御支配方并御小性衆江、御風干始伺書付、六月(一丁表)

屋敷改御帳箱、只今迄ハ、小十人御番所之後にて

請取渡有之候所、向後中ノ口にて請取渡可致旨、

七月廿四日《①160》

御書物同心新規八人御入人被仰付、

同廿八日《①161》

享保元申年(一七二六)

御風干之伺、向後、御小納戸衆江書付不出、

五月《②14》

同三戌年(一七二八)

御庭 御成之節にて不相構御風干いたし候、六月廿六日《②255》

同四亥年(一七二九)

国絵図御修復、細工人方江下ケ可申哉与伺候処、不相(一丁裏)

成旨、六月七日《②327》

同五子年(一七三〇)

惣御書物出所之儀吟味仕、書上可申旨、被仰渡、二月四日《③4》

簾スラレ天神、葛籠ツ、ラ掛物、御数寄屋方江相渡、四月十八《③34》

同六丑年(一七三二)

御用ニ付上り候御書物、向後、唐本和本有之もの、和本

之方可差上、二ノ二十三《③113》

御風干之御書物取出、翌日仕舞候、七ノ二《③169》

但、右ハ以前より有之、此年始リニハあらず、

同七寅年(一七三三)(二丁表)

御用ニ而往来途中 御目通りニ而平伏可仕、八□四《④132》

同八卯年(一七三四)

出火ニ付御蔵江出候事、并、下田幸前記大夫誓詞前故、御宝蔵

御門江不入、

附、御作事方より人足来る、十二ノ五《④395》

同九辰年(一七三五)

同心中御足高願、七ノ二十七《⑤103》

但、八月十五日不相成旨、被仰渡、《⑤113》

御挑灯願、十一ノ十一《⑤141》

同十巳年(一七三六)(二丁裏)

出雲寺助三郎上京願、前々ハ伺書ニ相認候処、此度ハ、

御届書ニいたし候、三ノ七《⑤175》

御用ニ付、黒鍬之もの無之、御賄方之新組、并、御掃除

之もの来る、九ノ朔《⑤246》

同十午年(一七三七)

御蔵窓金ふた出来、

惣窓金ふたは不相成、且御蔵火用心のため、御宝蔵入口、

奥御番所ともに瓦ふきに成る、二ノ十三《⑥14》

国絵図、郷帳、一切拝借不相成、十一ノ□《⑥178》

以前御使番衆巡見ニ付、古国絵図拝借、(三丁表)

同十三申年(一七三九)

御挑灯二張よひよせ候、四ノ十一《⑦39》

御法事ニ付玄猪御祝儀二日御延引ニ而、廿二^日有之、十ノ七《⑦174》

同十四酉年

国絵図、御勘定奉行拝借、五ノ三《⑧37》

同十七子年

今年迄、しゆる尋、御賄方にて請取候処、当年より

御細工所より請取候筈、五ノ晦^{兩五}《⑨183》

御藏御書物、外題、小口書、卷付^可仕候様、被仰渡、六月《⑨193》

同十八丑年^一（三丁裏）

出雲寺文次郎御藏江出候付、御門断御目付中^{江指通}《⑩81》

右ハ、御藏拜見のため罷出候、七ノ十《⑩83》

流行之風邪ニ而御風干休候、^七《⑩85》

右ニ付、皆勤御改有之、

組中御褒美願、十一ノ五^一《⑩124》

同十九寅年

御藏廻り草前々より御宝藏頭より、断ハ不申候、六ノ廿^一《⑩176》

御藏薄縁貳百五拾枚ニ成候ハ、其以後ハ引替ニ可仕旨、

相定、六ノ廿四^一《⑩180》

山形屋伊右衛門不如意ニ付御用差上度旨願、^{十月}《⑩235》²⁴⁰（四丁表）

下埋御門御用之節通用仕度、御断、十二ノ八^一《⑩262》

会所詰番相勤度願、十二ノ八^一《⑩263》

右、被仰渡、同廿^一《⑩265》

同二十卯年

^一 当日より詰番始ル。

当年より御具足御祝儀頂戴ニ出ル、《⑪7》

詰番書、前日出候義、二月二日より始ル、《⑪25》

唐人参座出来候、三ノ八《⑪56》

御成ニ付、黒鍬人少場所揚之儀、申来候、閏三ノ十三《⑪86》

御藏草取、当年より初而差出有之、四ノ十^一《⑪120》

会所料紙箱左号と改名、五ノ朔^一《⑪140》（四丁裏）

寛文四年 御朱印御長持、御老中御封印ニ成、六ノ^{廿七}《⑪194》

御朱印御長持三四年目御風干伺可申旨被仰渡、

黒鍬部屋、并、不浄所之差出有之、^{十月}《⑪251・267》

右、部屋出来条目出候、《⑪271》

元文元年

出雲寺文次郎京都より下着ニ付、御届ハ不申上訳、四ノ八^一《⑫63》

当番所取込ニ付、詰番書、御支閔番請取、^七ノ二十七^一《⑫153》

服忌令御目付中より相渡、九ノ十八^一《⑫205》

同二巳年

組中人少ニ付、兩人ツ、勤候例、九ノ十三^一《⑬211》

向後、廿八日御礼有無之月附御書付出ル、^十ノ廿七^一《⑬237》

上々程村紙、向後ハ上厚程村紙与認可申旨、十一ノ十五^一《⑬251》

同三年

若年寄支配之面々、急養子判元之儀、向後、御目

付月番江可申遺旨、八ノ五^一《⑭163》

同四未年

御藏廻り草、年中四度程取候定、三ノ十二^一《⑮33》

年七拾迄相勤候もの、御褒美可被下旨、御書付、九ノ七《15145》

同心中、書役初而申渡、九ノ十二《15147》

同五申年^(一七四〇)(五丁表)

奈佐又助次男病氣ニ付、牛肉頂戴、四〇〇〇〇〇《1655》

只今迄ハ御弁当断と認候処、向後、御料理と相認

候様定る、六ノ十一《1679》

小田切次太夫御書物奉行被仰付、九ノ十六《16150》

只今迄ハ、新役被仰付節、月番宅迄被仰下候得とも

向後ハ、御蔵江申来候儀ニ相定候、

只今迄ハ、誓詞不相濟以前ハ、詰番不相勤例候へとも、

此度より、諸向承合、相勤候筈ニ申合、□ノ朔《16159》

桂山三郎左衛門、小田切次太夫嫡子、

御目見被仰付、

四年以前、奈佐八藏、水原善次郎^(保明)

御目見之節ハ、前日、詰番所江、御支配より御書付にて

被仰聞候、此度ハ、別ニ奉書御連名可被仰下候、

同六酉年^(一七四一)寛保と改元

只今迄ハ、御書物師、其度々之断にて、御門出入仕候処、

向後印鑑渡置、四ヶ所御門相通候筈ニ相定候、三月《16230》

寛保二戌年^(一七四二)

御蔵之内、中棚相願候、七月《1784》

桂山三郎左衛門御記録御用相勤候ニ付詰番御免、七ノ廿五《1787》

当年より経師相止、御書物師江御修復申付、六月《1756》(六丁裏)

朱墨請取願、九ノ十《17113》

同三亥年^(一七四三)

御目付口上ニ而、親子、兄弟、妻、其外近キ親類出奔致

し候ニ付、届延引之事如何ニ候、向後ハ見合候とも、

三十日迄之内届可申、

御目見以上八十日迄之内、届可申事、三ノ朔《17193》

桂山三郎左衛門記録御用遠方故、林大学頭屋敷江^(信忠)

引移候様、被仰渡、引料被下之、十ノ四《17305》

同四子年^(一七四四)延享と改元

武鑑壹部ツ、向後出雲寺差出、二ノ十七《1820》(七丁表)

今年、御朱印御長持御風干、

底損、蓮池にて落し候、

御蔵下之間、湿深く候ニ付四寸角木□台願候、十一月《18139》

四拾貳本請取、

延享二丑年^(一七四五)

紅葉山八講ニ付、詰番同心衣服之事、三ノ十二《18186》

近藤源次郎嫡子不幸ニ付、次男嫡子ニ相願候事、^(信忠)

同日、被仰渡、七ノ六《18242》

同三寅年^(一七四六)

筆遣ひ切候ニ付、当夏定式請取之内御納戸ニ而借□、二ノ三《3030》

(七丁裏)

六月二日返済、《30162》

新御蔵下之間、二重板敷ニ相成、二月《3053》

同四卯年

組之もの、御城近辺出火之節、欠附候ため、月番

始メ候、八ノ廿八《33・56》

流行之風邪ニ付、勤之書付出候、十月《33・90》

十二月廿七日、組共ニ、御詞之御褒美有之、《33・141》

御蔵窓目ぬり用意土置候願、十一月《33・105》

出火之節のため、竹階子願候、《33・110》

同五辰年

しゆる帚請取候節差出、洗しゆる帚と向後

相認候、《34・131》

寛延二巳年

大岡五平次、御書物奉行被仰付、三ノ五《36・49》

初詰番二度程ハ同役差添、其餘三ツ程ハ又四郎罷出、《36・55》

御朱印長持八棹、平川口御多門相納、鑑ハ此方ニ差置、《36・139》

同四未年

高橋金藏次男、出家仕らせ候届、十二ノ十五《41・183》

宝曆二申年

組之もの当冬御切米蔵宿出入ニ付、直指仕候旨届、十月《43・75》(八

丁裏)

同三酉年

雪かき断出候、正月《44・7》

黒鍬、今日不参ニ付、御目付中江断候、二ノ十二《44・30》

御朱印長持、只今迄ハ樟脳入不申候処、此度より

入候、七ノ廿三《45・27》

同四戌

屋敷改御帳箱台二ツ、棒耆本新規請取、八ノ廿一《47・57》

同五亥年

御蔵御修復上ケ裏之処鉢巻ニいたし見申度旨談、

正月《48・20》

小普請方より、向後ハ差出無之候而者、草取難成(九丁表)

旨申来、六ノ三《48・102》

同六子年

御朱印御長持風干、

持人黒鍬大勢故、世話役耆人ツ、差添候様申遣し候、

御風干相済候御届、去亥年より御用番ニ不構御入用

懸り江出候、《51・38》

同七丑年

御蔵目塗差出、九月十日ニ相定、九ノ十《53・60》

同八寅年

中根伝左衛門御書物奉行被 仰付、正ノ十六《54・13》(九丁裏)

右、誓詞願書、御城ニおゐて差出候儀、御不審

有之候ニ付、先格之書付出之、《54・15》

御風干毛氈三拾枚ニ而不足ニ付、当年より四拾枚

之借用ニ成る、《54・115》

羽帚、雁羽当年払底ニ付、鴨羽之帚請取、六ノ十四《54・117》

毎月会集日、向後、正月ハ十五日、二月より十一月迄ハ

十二日、十二月八五日ニ相定、《55・97》

同九卯年

御鉄砲方、二丸御留守居、御馬方、浜御殿奉行御鳥見組頭、御書物奉行江、向後、老中、若年寄江年始、五節句」(二〇丁表)等ニ参り候面々江、御礼状被成間敷旨、御目付より

申達候、四月《56・72》

同十二年

御役所中仕切封印始り候、十二月廿六日《63・157》

同十三年

御朱印長持封印切レ候、五ノ十六《64・102》

同十四申年

御蔵目塗、黒土にて、向後、塗可申、十二月《67・151》

明和二酉年

御風干ニ付借用之薄縁兩年分、御畳方より請取ニ」(一〇丁裏)不参候ニ付、催促申遣候、二月《68・36》

向後、世話役兩人月番相立勤可申旨、申渡、五ノ十《68・93》

同七寅年

出雲寺和泉悴部屋住ニ而、平伏願差出、九月廿七日《79・118》

右、並例無之故、願書申下ケ候、《79・119》

安永二巳年

御書物蔵二棟御修復ニ付、御書物不残ハ御風入難成

旨、御届、五ノ晦《84・117》

御用達町人、鉄砲所持之有無、向後、大目付江証文差出、

十二ノ五《85・116》」(一一丁表)

同四未年

埋御門通用願、四ノ七《88・73》

右、難成被仰渡、五ノ九《88・99》

同九子年

御礼日、五節句、組之もの詰番耆人ツ、早出申渡、

并以來組之もの詰番姓名、日記江相記候様申渡、正月《98・18》

天明元丑年

同役引込多ニ而、人見又兵衛耆人勤御届、十一ノ十八《101・154》

同二寅年

人見又兵衛惣領知行所江墓参御暇願、九ノ十二《103・109》」(一一丁裏)

組中詰番毎日耆人ツ、御用聞御殿罷越候様申渡、十二ノ朔《103・219》

同六年

御書物御修復宅下ケ伺済、十二月二《111・200》

附、出雲寺御挑灯願、出火之節、欠付人足之事、《111・212》

同七年

船岸茂兵衛、山本庄右衛門、鍛冶方懸り申渡、

百俵以下之もの拝借米被仰付、五月《112・126》

出雲寺文五郎拝借米願差出候処、不相成旨、被仰渡、七月《113・23》

同八申年

成嶋忠八郎、同仙蔵、御蔵見廻りと取被仰渡、十ノ六《115・74》」(一二丁表)

丁表

諸家系図調ニ付、御書物奉行、奥江廻り候、十月《115・77》

臨時御台所断、何之御用ニ而罷出候訳、書付出し候様、

御目付より申来、
十二月《115・139》

寛政元酉年

指而御用も無之候間、日々調達之間江不申込様、忠八郎申聞、

二ノ十八《116・34》

御朱印写入御長持御風干伺書面之内、

竹御廊下と認直、

御朱印前同断之内、御黒書院と認直、八ノ二《117・26》

律曆淵源、吉田鞍負拜借ニ付、相渡候処、請取書

差越、九ノ朔《117・61》(二丁裏)

同二戌年

用心土直し黒鍬罷越、二月《118・25》

奥御用ニ而相廻し候御書物、向後、御側衆江御届不申、

六ノ十《118・141》

御蔵窓突揚棒御断差出、十一ノ十二《119・124》

御書物寒干之義御届、十一月《119・138》

同四子年

会所庇之瓦おろし候、三ノ十四《122・86》

御風干中借用之薄縁相止、四ノ三《122・102》

平場草抜振合改、五ノ十九《122・139》

御鉄砲蔵、御書物蔵ニ相成、承付、五ノ廿二《122・145》(二三丁表)

同五丑年

御書物師、非常之節駆付、帯刀、二ノ廿六《124・60》

同断、夜中御門出入之義達、《124・63》

出雲寺元御細工所支配之訳、四ノ朔《124・96》

出雲寺御風干罷出候先例、七ノ四《125・7》

寒干ニ付、毛氈拜借、差出、十二ノ三《125・153》

同六寅年

御風干中ハ、臨時黒鍬詰切ニ付、六人迄御人断、

不出事、

揚ケ人不致候対談ニ付、御蔵通ひ道雪搔定人(二三丁裏)

いたし候、

陰土計御修復ニ付、細廊下通り通行、

同七卯年

山本庄右衛門父忌、先例有之、半減出勤、

東御蔵半分ツ、家根繕、

附、中仕切之事、

毛氈借用四拾枚之内、壹枚花毛氈有之、

出雲寺文五郎御風干可出候、

同人家格取扱等之事、

御入人之節、組中師匠番振舞等、問宮三郎右衛門(一四丁表)

勤役中、相止候、《129・56》

出雲寺みせ先

通御之節、御目通平伏之儀同、

拜借ニ成候御書物、以来、御用部屋江可差出旨御沙汰之事、

同役詰番加番兩人、伺之通罷出候付、夕御台所
其外御断、并、達、 十ノ三《129・136》

駿河御藏ニ有之、当御藏江御移之御書物、以来、
御用ニ付上り候節、駿河御本と可申上旨、御小性頭取

新見大炊頭申通、(一四丁裏)

組中親子詰番差替之事、 十一ノ十四《129・177》

明御藏仮会所ニ相成、茶瓶用之義、下番江談、 十二月《129・197》

唐本屋清二老人年始五節句

御目通平伏罷出候節、御長屋御門ニ而、咎候ニ付、前々振合

糺し、 十二ノ七《129・203》

御書物藏江駆付人足之義、承付、 十二ノ廿二《129・221》

出雲寺拝領屋敷、医師、浪人差置問敷、武家ハ

両願ニ可致旨、申渡、 十二ノ廿三《129・222》

同八辰年

出雲寺より、例年之通、組中江年玉、年代記(一五丁表)

老枚ツ、伺之通、申渡、 正ノ十二《130・12》

唐本屋清二同断、但、品から無之

毛氈永々拝借相成、御道具帳江致印形候、 三ノ十三《130・79》

拝借切之毛氈、糸ニ而十文字を記し候、

出雲寺、人別書、名主方除候、 五ノ三《131・47》

御風干御用ニ付、薄縁、向後、無見分、拾枚宛引替、

五ノ廿七《131・87》

出雲寺、山王祭礼之節、御紋付挑灯相用候一件、

会所東之方、三尺之中窓老間ニ直し候、 八ノ二《132・66》(一五丁裏)

会所三ヶ所窓、紅葉山

御参詣之節、明ヶ申間敷旨張出、 八ノ十一《132・84》

同役、前々五人ニ成、又、六人ニ成、 八ノ廿八《132・112》

御書物奉行始り之事、

同十年年

出雲寺文次郎家業相統願ニ付、諸遣ひ物相改、

家名受領不致候ハ、和泉掾与申義華名可改、

三人ノ十九《133・103》

同人、御風干中、御藏江相詰度旨願、 六ノ朔《133・202》

御絵図物江、樟脳入候ハ、りうた草相交せ入候様(一六丁表)

御指図、 七ノ六《134・10》

出雲寺要人、出火并旅行之節、帯刀、且熨斗目

着用之義、届出る、 十一ノ廿七《135・102》

同十年年

紅葉山御普請ニ付、御宝蔵構之内、十七日、御三家方

御通り筋可相成段、御目付方より口達、 四ノ十六《136・134》

世話役之上下着用之義、

御殿、并諸向江、着用いたし候書付、御目付大草大次郎江、

相達、 九ノ九《137・105》

小森藤四郎柔術御見分之節、麻上下敷、平服敷之義、

御目付江懸合候処、世話役上下着用候而も格式等不(一六丁裏)

被仰付候ニ付、羽織勤之内江組入候段、挨拶、《137・119》

同十一未年(一七九九)

組中御役所并御蔵内夏足袋願、聞濟、但、御殿江者不相成段申渡、三月廿四日《138・91》

組之もの御場所替願ハ、印封ニいたし差出候様、被仰渡、

九ノ七《139・47》

同十二申年(一八〇〇)

小森藤四郎屋敷願場所難成段、御付札有之、書付、

承付、返上可仕与御同朋頭江懸合候所、御書付渡り同様之

義ニ而、諸向、左様之儀無之由ニ付、差出不申、七ノ七(立花種周)《141・9》

御入人之儀ニ付出雲守殿御逢、右御答等之儀別帳に認、

右号江入置、提要秘録一冊記置、以来印封ニいたし候様、申送り候、九ノ十二《141・85》

御抱之者御暇願、跡御抱入之節、拝領屋敷之義心得如何候哉、

御右筆江答、十ノ廿三《141・129》

紙屑代金、例年之通、黒鎌之者達、十二ノ七《141・176》

享和元酉年(一八〇一)

唐本屋清二病氣ニ付、相続人有之候迄、家業向、出雲寺

要人江相頼度旨、願之通承届、四ノ廿三日《142・121》

御朱印御風干、廿五日被仰渡候処、秋末相成候付、来戌年、

御数寄屋御風干間を以御風干之形、当年ハ延引、八ノ廿四《143・68》

同二戌年(一八〇二)

桜田日記、撰津守殿御覽被成度、其方ニ而出納いたし(編田正致)

不苦哉旨に付、表御右筆所より預り之品配手限にて

調難成段答、六ノ五《144・166》

遂書堂書付御用之外、拝借不相成旨御口達、六ノ十二《144・175》

唐本屋家業相続願、兵部少輔殿江、進達伺之通、

被仰渡、相続人惣七、十ノ十二(宗申)《145・115》

唐本屋惣七、出火并旅行之節、帯刀届、十一ノ六《145・135》

定附黒鎌之もの三人御修復中御手当金伺之通、

被仰渡、十二ノ廿五(宗)《145・178》

同三亥年(一八〇三)

組中明跡江由緒并続有之郷士、百姓、町医等より、

御抱入之例無之旨、御目付江答、十月《147・104》

文化元子年(一八〇四)

長、四郎左衛門中ノ口におゐて口論、正ノ朔《148・4》

四郎左衛門中間手鎖中病死、二ノ四《148・34》

右一件、相濟、四郎左衛門義、

御目通差控、四ノ廿《148・113》

御目通差控 御免、五ノ朔《148・122》

出雲寺要人町奉行所呼出之節、組之もの差添候

而者、御用多御人少ニ付、以後、差添無之様いたし度旨、(一八丁裏)

町奉行江申談、六ノ廿九《148・191》

改正御目録三通り之処、林家江相渡候分、今一通り

河田安左衛門悴江為認可申旨、伺之通被仰渡、八ノ廿七《149・73》

出雲寺要人町人別ニも加り候故、以来御用向にて
罷出候節ハ御用達之通、公事之節ハ羽織着、砂
利江可出旨申渡、

十ノ十一 《149・118》

御藏目塗御断ニ者、鉄蓋之分除キ与有之候処、御番

所脇ニヶ所塗有之、御入用ニ抱り候段申聞候間、右ハ先

例之旨、及挨拶、 十ノ十二 《149・119》

御藏風窓とも目塗之御断有之候様、手代申聞、(一九丁裏)

十二ノ四 《149・175》

御藏大戸車附候様申聞、

同二丑年

出雲寺要人、書物問屋株住宅とも相讓、別家ニ相成、

町人別離れ、御書物御用之節に取寄無差支様可仕

旨届、 正ノ廿二 《150・21》

右之趣、根岸肥州江相達候処、下ヶ札ニ而可相答趣申

聞候、 二ノ二 《150・25》

故障之儀有之、前々之通いたし度段、出雲寺要人

願出、 七ノ四 《151・8》(一九丁裏)

出雲寺要人、平右衛門町江当分出張願出、 八ノ四 《151・40》

出張之義、御用出張杯と名目付義、并御用物等差

置問敷旨申渡、 八ノ八 《151・44》

同三寅年

図書集成表題卷附相違有之、右様之儀無之様、能々

取調可申旨、御側衆高井(前出)被申聞、 二ノ廿 《153・44》

(多紀元德) 多喜安長拝借之庶物類纂七帙、医学館にて

類焼之由、申聞、 三ノ八 《153・61》

樟脳殊之外湿り有之候ニ付、引替、 六ノ朔 《153・133》

同五辰年(二〇丁表)

(守惠) 近藤重藏 御目通差扣被 仰付、 五ノ廿五 《158・153》

組中願之儀ニ付、重藏名前除キ之儀、御右筆江、問

合候処、連名可然旨申聞、 五ノ晦 《158・160》

同六巳年(二八丁)

飯御抱入願、御用番江差出候ニ付、御目付江、月番江、可

差出哉と問合候処、御目付ハ、矢張御勝手懸り江差出

宜敷旨、申聞、 十一ノ七 《161・115》

同七年年(二八丁)

石井良平屋敷拝領いたし候迄、元組ニ住居之義、御持頭

神尾豊後守江、文通、 十一ノ六 《163・141》(二〇丁裏)

右様之振合無之候間、組役懸合之上、借地願ニ可致旨、豊

後守口上ニ而申聞、 同十五 《163・149》

本屋五兵衛、彫刻物江、御書物所と相記候ニ付、唐本屋

常次郎相答メ候処、不調書差出、 十二ノ七 《163・171》

同八年年(二八丁)

長崎四郎左衛門改名御目付江達候処、右ニ付、御門々之

印鑑名前口上断ニ而者、不宜候間、印鑑引替可差出旨、

申聞候付、当人より直に差出、 十二ノ十二 《165・161》

同九年年(二八丁)

屋敷改より御帳箱以来五月取調申度由、九ノ十四《167・76》(二一丁表)

同十四年

出雲寺要人、書物問屋仲間名目、悴勇三郎讓候段、

届出、

五ノ廿二《168・119》

要人病氣ニ付、養子源七郎家業相統願之通御下知、

六ノ廿三《168・151》

源七郎義、養父要人より御紋附御道具類

譲り云候段、届出、

八ノ七《169・38》

藤井佐左衛門御書物奉行被仰付、

八ノ廿五《169・56》

御勘定所より書替奉行江之御断進達、

八ノ廿七《169・60》

右ハ御証文願出候ニ付、別段不及差出旨ニ而御下ケ、同廿九《169・63》

同十一戌年

新御藏日向風入等宜ニ付、格別之御書物移替、三ノ十一《170・65》

(二一丁裏)

出雲寺源七郎、唐本屋正作、御風干中、御台所被下度

段、願書進達、

五ノ十二《170・124》

右者不相成旨ニ而、願書御下ケ、

七ノ廿三《171・25》

藤井佐左衛門湯治願御付札濟、御礼廻り、

五ノ十九《170・132》

御風干之節、御長持不丈夫之分引替候様、御右筆江、

懸合置、

六ノ十九《170・170》

御藏竹階梯、雨露江差置候而者、損強に付、御宝藏下番江、

懸合、同所ニ有之階梯懸江懸置、

八ノ四《171・39》

硯箱引替願、撰津守殿江差出、十二ノ二《171・159》

同十二年(二一丁表)

御細工所より硯箱請取、

六ノ廿七《172・182》

同十三年

御朱印御長持、表御右筆取扱ニ定、

二ノ十二《174・41》

御長持御目付持ニ可致相談、

二ノ十三《174・45》

鈴木安太郎改名、書替奉行江達、

三ノ朔《174・66》

出雲寺源七郎、武鑑御三家方家老加入、

三ノ廿五《174・91》

右一件ニ付、一同差扣伺、

五ノ廿五《174・156》

同十四丑年

進達留、応対、御断、支配諸願、右帳面新規出来、

正ノ廿三《176・20》

松平加賀守拝借御本、大炊頭殿御宅江、同心差添差上、(二二丁裏)

三ノ五《176・63》

御朱印写入御長持御風干、是節急雨、桐油御細工所江

談し、

五ノ廿四《176・145》

右御賄頭江申談、借用之積りニ相成、

五ノ廿九《176・149》

龍陀艸以來相止、

七ノ六《177・11》

置附毛氈大破ニ付、引替之義、御同朋頭江達、

十ノ二《177・122》

同断、新規請取度願書進達、

十一ノ十《177・167》

文政元寅年

出雲寺源七郎召仕之義ニ付、町奉行江願出儀有之、

添翰願候ニ付、認遣、

正ノ十三《178・12》(二三丁表)

林大学頭御文庫罷越ニ付、御台所断差出、

二ノ晦《178・60》

御医師兩人、并塙檢校御蔵江罷越、医書、和書取調
之儀申上候処、難相成段被仰渡、
六ノ十八《178・182》

黒鍛上ヶ人之義申来、定詰之内よりハ難差出段相
達し候、
七ノ三《179・9》

御会ニ付、百人二重櫓窓閉立会之儀、御小人目付申聞、
先例立会無之段、及挨拶、
七ノ三《179・10》

群書治要、十三經校勘記、近藤重藏拜借ニ付、御殿江
相廻ス、
七ノ五《179・12》

表御用御本差出之節も上目録添候様、青木郷助申談、
十ノ廿《179・130》

(二二丁裏)
天文方吉田平太郎拜借図書集成之内、四冊紛失に付、
書足し返納之段、御達、
十一ノ廿四《179・171》

同二卯年
会所火之元立会、向後組中ニ而請取渡いたし候、
三ノ十六《180・97》

近藤重藏跡役被仰付間敷、同心五人増人被仰付、
四ノ十《180・120》

組中七人ツ、引分ヶ支配いたし度段同、
四ノ十三《180・129》

御用達町人非常之節、帯刀之儀、御目付江答、
五ノ十四《180・162》

同断、火事場江御紋付弓張持不参旨、御目付より達、
六ノ八《180・199》

出雲寺源七郎、町奉行所呼出之節、差添之もの(二四丁表)
不参様願に付、岩瀬加賀守江達、
六ノ十六《180・209》

姜立綱書四書白文等貴重之御品ニ付、諸向拜借被
仰付間敷旨、申上、
七ノ五《181・9》

持田金藏外貳人類焼ニ付、三十日休申渡候御届、撰津守殿□
差出、
十二ノ廿六《181・172》

同三辰年
御朱印御法令御風干、御黒書院御修復ニ付、御白
書院ニ而有之、
六十九《182・166》

百人御櫓 御殿ニ而、より候節ハ、立会不及旨、御小人目付江談、
八ノ十三《183・59》(二四丁裏)

同四巳年
会所ニ燻壺ヶ所有之旨書上有之由にて、奥火之番
兩人罷越、問合候ニ付、無之段及答、
五ノ十五《184・136》

地図御下ニ付、釣台にて相下候例、御目付より問合、
近來覚無之旨、及挨拶、
七ノ十一《185・16》

御代々御位記口宣、御蔵有之分ハ写にて、本書ハ無之
段、青木郷助江答、
九ノ晦《185・105》

同五午年
辻番組入之儀、席持之ものニ無之候得者、被仰付間敷
旨、御目付より達、
七ノ十二《187・17》

木本金次郎入湯之節衣類被盜候届出候ニ付、入湯之訳、(二五丁表)
御右筆江承合候処、不苦趣に付、御目付江達、
八ノ十五《187・48》

松前奉行組同心上原熊次郎、吉川克藏兩人、御書物
同心過人被 仰付、
九ノ十八《187・88》

同六未年
御朱印御長持御風入始末記見合候而可取計旨、
六ノ廿四《188・172》

海賀善四郎身分之義、御譜代与可心得旨被仰渡、七ノ十一《189・15》

日光 御参詣之節、御書物奉行御供不被 仰付同心

貳人御品江差添候様、被仰渡、 七ノ十八《189・22》

東御藏窓銅蓋緑青塗之所、黒塗ニいたし、差支之

有無、小普請方より問合、 九ノ廿八《189・91》(二五丁裏)

同七申年

山角貞一郎御役御免願之節より、同役添願差出

候事ニ成る、 十一ノ七《191・164》

出雲寺源七郎御用差留、押込申付、跡職倅富五郎江

申付候様、土圭之間において、玄蕃頭殿御書付被仰渡、

十一ノ廿一《191・179》

林麴之助、同役被 仰付、為御礼、高橋作左衛門儀も、御用

番、御老中、若年寄衆、不残参上、 十一ノ廿六《191・185》

藝術免許目録増減都度々短冊引替に不及旨、

御目付より達、 十二ノ廿八《191・219》(二六丁表)

同八四年

出雲寺富五郎網代乗物願、 八ノ十二《193・57》

御用達御紋附挑灯、并御用与印挑灯之義ニ付、町奉行

達書往復、 九ノ廿《193・99》

同九戌年

若君様御髮置御祝儀ニ付、組中当番四人分石之間、

御賄より御酒御肴被下、 十一ノ朔《195・147》

坂田福太郎厄介替之願、 十一ノ廿九《195・176》

同十亥年

御書籍積込ニ付、諸家拝借不相成、

新御藏廻り染込之溝理、 二ノ五(二六丁裏)

同十一子年

毛利献本、為請取、林右近、学問所江相越、

同断、請取目録、連印之請取書、同所江為持遣、 七ノ十七

出雲寺富五郎問屋株讓請、

高橋作左衛門御吟味中御切米被下方願、 十ノ九

同十二丑年

組中判形帳出来、

天保元寅年 出雲寺源七郎町奉行所呼出、小田雄之助差添、 六ノ十六

同二卯年

四ヶ所御藏名目伺之通、被仰渡、 四ノ十六《197・103》

当時四番と唱候御藏、毛利献本ニ付、新規出来、《197・104》

岩崎多左衛門屋敷相对替願進達之処、百坪以下ニ而ハ、

切坪替不相成、願書御下ケ、 六ノ廿七《197・179》

増薄縁毛氈之儀、伺之通、可心得旨、肥後守殿御書取下ル、

岩崎多左衛門屋敷三方相对替願書江、 七ノ十

繪凶面可相添処、惣方屋敷不残相对替候得者、繪凶

面ニ不及旨懸り御右筆申聞、

同三辰年(二七丁裏) 九ノ廿五

勝田弥十郎病死ニ付、御勘定所江、裏判除之御断進達、

正ノ十七

差出、
組中類替、

六ノ十
七ノ七

葵御紋附挑灯合印候様 御達ニ付、出雲寺富五郎方代々持渡之挑灯江、合印付候様申渡、

九ノ廿

石井礼次郎素読御褒美、為御礼、肥後守殿江中山栄太郎参上、

同四巳年

同八酉年

河内守殿御用御家譜之儀ハ、伺書面差出伺済ニ而、差出候様、奥御右筆申聞、尤駿府日記も同様之儀に付、持歸る、

林式部知行百姓、越前守殿江、駕籠訴いたし候ニ付、請取人可差出旨、御目付より達、留守にて、家来より、(二九丁表)請取書差遣、夜ニ入、式部家来公用人江、応対いたし候、

御家譜伺書、河内守殿江差出、

四ノ四
同ノ五

式部差扣相伺ニ不及、

十ノ廿二
々

御家譜者、御前本同様之御品からニ付、御用出ニハ不相(二八丁表)成間、被仰渡林家、御用調見合之節ハ御役所江相越、

世話役杉山精一郎外貳人、当年ニ限り、御手当金

拝見之事に定る、

四ノ十六

五両被下、

十一ノ廿

御風入中御湯漬被下義、不相成段、御下ケ、

六ノ九

出雲寺金吾、書肆開鋪届、

十二ノ朔

より問合、
同五年

十二ノ廿二

元火斗請取候様取極、

三ノ十

右答、当番所江為持遣、

正ノ十三

御小道具方より拝借之毛氈、返し呉候様、懸合之処、不相(二九丁裏)成旨、及挨拶、

五ノ廿六

御用達町人共、挑灯、或ハ通長持江御紋を付候義、不相成旨、御目付より達、

六ノ八

万石以上加州之外、御書物拝借之例、有無、荒井甚之助問合候ニ付、尾州家群書治要之外、拝借之例

九ノ晦

出雲寺幸次郎、忠孝貞心者開板願濟、
同七申年

十一ノ廿九

無之旨及答、
坂田鉄藏娘大夫届差出、不及言義、差返、

十一ノ廿

前同人、大成武鑑無届御老若方江配り候無調法、書付

御書籍出納帳新規出来、

〔一八四〇〕
同十一子年

年始御礼、西丸之面々、御本丸江不出、二日不残御礼

罷出、

硯箱請取御断、肥後守殿江御用部屋進上る、正ノ十五〔三〇丁表〕

山本清右衛門弟辰五郎儀、御賄新組頭松本三平

養子ニ遣置候処、病氣ニ付、熟談之上、差戻度段、此方

江も申出候ハ、承置可申旨懸合書面御賄頭より

差越、

同断之趣、清右衛門より取戻度旨、願書出、

御賄頭江之返書遣ス、

吉川克藏妻病死御届、河内守殿江上る、

支配向、当番割取極、

正月、十二月、貳人勤、

二月より、三人、

五月より御風入濟迄、五人、但、前日より貳人ツ、繼下り、

御細工所より、硯箱五面引替請取、

水滴、小刀、錐、三具、

長岡栄之助儀、小普請方定小屋御門番人当分出役、

御用濟ニ付、帰番可申渡候段、肥後守殿被仰渡候旨、野田

伊勢守外老人より達書到来、(元魁)

同断ニ付、今十三日、龍之口小普請方定小屋ニ而引渡〔三二丁表〕

候間、請取之もの差出候様、前同人より申越、依是

佐右衛門世話役、相越、請取、

御風入御用毛氈大破之分引替候様、水野新衛門(忠傳)

御小道具方坊主江懸合、拾五枚引替候、尤引替之

分も不残小破ハ有之、其段、清右衛門より、坊主江、断

置候、

御黒書院御風干ニ出候、御判物、御朱印写入候

御長持入記目録有之候ハ、持出候様、奥御右筆より

申越候間、入記目録等無之段、及返書、

右、御長持蓋銘書、都筑長三郎江、相渡、

大御所様御代始寺社領、御判物、御朱印御改

之節、掛りより相納候諸帳面、為見合、拜借仕度段、

本多兵部大輔、青山因幡守願書、備後守殿被成御下

写等、森伝衛門より差越、(原書)

右に付、桐油拝借之儀、伝衛門江、申談候処、差掛義

ニ付、彼方ニ而、御納戸より借用いたし、五枚相渡、

右之外、堂上方之分とも、五棹差出、

御届差出、

寺社領之分棹棹御留ニ相成候間、御用濟請取之

御届ハ不致候、〔三二丁表〕

御朱印鍵、此方封印包ニいたし御法令入候箱之

内入置、

寺社領之分棹棹御留ニ相成候御届上る、

借用之桐油五返却、此方より遣置候請取書、先方より度

養子取組之儀ニ付、御書付、御目付より到来、十ノ廿八〔三二丁裏〕

御朱印長持、寺社領之分袴棹、御用濟ニ而、御下ケ、

森伝衛門より請取、同人江、請取書相渡、

海賀善四郎由緒書、為突合、御目付江差出、

右、突合濟差越、

善四郎病氣ニ付、悴雅五郎跡式願、并、親類

添願出、

右ニ付、世話役兩人、判元見届、

善四郎病死届、新衛門宅江世話役持参、明日、

(辨山正孝) 彈正少弼殿江、跡式願進達、

右、病死之旨、大目付江達、(三三三丁表)

書替奉行同断、

星野十兵衛病氣ニ付、養子番代願、并、親類

添願出、

判元見届、

御右筆家督方より、善四郎由緒書写差出候様、申

越、翌十三日遣ス、

十兵衛番代願、御同朋頭を以進達、

雅五郎儀仮御抱入、相勤居候付、其儘ニ而、被差置方

取調之趣、家督方より申越、

雅五郎儀家督被下候御書付、御目付より差越、同廿七」(三三三丁裏)

右之趣、栄太郎宅ニおいて申渡、

一同家督ニ相成候間、御証文願ニ者不及旨、家督方

家督被仰付候得者、御届ニ不及候間、御届不差出候、

星野十兵衛願之通、御抱替、彈正少弼殿御付札

を以、被仰渡、

同十二年(八四)

同役詰番書、今日より当分差出不申段、断書□□□

西丸江持参、御目付、服部市郎右衛門江相達、

石井礼三郎不束ニ付、急ノ名代申渡候様、世話役」(三四丁表)

三人江、申渡、

杉山精一郎宅ニおいて、礼三郎名代江、三十日限、由

緒之ものを以、御番代相願候様、申渡、

文恭院様例月 御忌日、并御百ヶ日東叡山法談所拜礼

願進達、

右願書江可為勝手次第旨、御付札濟、

御目見以上、以下、其外とも、百姓地を讓請、抱屋敷ニ

いたし所持、不相成旨、御書付出る、

西丸之儀、

(御用書) 右大将様御殿ニ被 仰出候旨、被仰渡、

西丸江、此節より、詰番書可差出哉問合書面、為持遣

候処、先前之通、西丸江差出候様、西丸御目付答書、下ケ札

にて差越、

御条目御風入、度々延引相成候付、当朝、差かゝり、

御人断差出候間、無差支相廻候様、兼而申渡有之度

六ノ廿三

五ノ十八

三ノ廿三

三ノ廿五

三ノ十

二ノ廿一

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

三ノ十

御風入中、組之もの御蔵中、足袋相用不苦旨、

精一郎江申渡、

六ノ廿八

○星野重三郎跡御番代、長岡米三郎、

小十人大野権之丞出板之殿居囊之中、服忌令刪」(三五丁裏)

らせ候儀、町奉行所ニおいて、出雲寺金吾江尋ニ付、右ハ、

賜之板本候旨、相答候由届、

七ノ九《198・17》

御城内簀着用之儀、御目付江、問合候処、桐油相用

候程之大雨之節者、不苦、尤御支配方江、御会釈之儀、

桐油着用之心得ニ而宜旨、池田修理申聞、

八ノ廿二《198・76》

服忌令刪之一件落着、金吾ハ無構旨申渡、依之、

御届之儀、御仕置掛リ江問合候処、町奉行所呼出都度々

御届無之候得者、落着ニ而も御届ニ不及、尤御答被仰付

候得者、呼出之節、御届無之候とも、御届可差出段、桑山

六左衛門申聞、九ノ十二《198・101》(三五丁裏)

出雲寺金吾相願候孝行貞実之もの等板行いたし度旨、

御同朋頭を以進達、十ノ廿九《198・162》

水戸殿より、礼儀類典献上之年月、黒沢正助問合、

取調候処、享保二十年七月廿五日、遠江守殿御渡、

御預ニ相成、其段及答、

十一晦《198・200》

小林半右衛門悴、

御目見御番入願、(編田正衛) 摂津守殿御宅江、新衛門持参、公用

人を以進達、即刻、御落手之旨申聞候付、右御礼、同

人江、相頼、十二ノ十二^(二)《198・216》

右、本紙御扣とも貳通、粘入半切、上包美濃折懸、」(三六丁表)

御落手済、承知之ため、半右衛門家来老人、摂津守殿

門前江差出置候廉之処差略いたし、右御落手済之旨同役不残江出抜

を以達、《198・217》

成嶋桓之助、御用透て候節々、御書物蔵見廻り候様、

被仰渡候段、達到来、右ニ付、同役退散之刻限、

桓之助為心得申談置、十二ノ十五《198・222》

中山栄太郎武術

上覧ニ付、拝領物被仰付候旨、於菊之間御縁類被仰渡、

御品者(持ちゆゑ)老反ツ、於柳之間、御目付より相渡、御礼之義、

西丸謁ニ不及、両丸御老若廻勤、十二ノ十九《198・227》(三六丁裏)

武家小屋敷、又者、組屋敷構外江、葭簀張など致し、

腰懸等出し置、食物煮焼致し候向も相見候、右者、

往來にて火氣取扱候儀、別而風烈之節、不宜、

早々為引弘候様、(編田正衛) 摂津守殿被仰渡、十二ノ廿八《198・246》

(立命館大學文學部教授)

(立命館大學文學部特任教授)

(立命館大學文學部教授)

